

## 東御市オープンデータ利用規約

令和6年8月28日策定

東御市オープンデータ利用規約（以下「本規約」という。）は、東御市公式ホームページ中のオープンデータサイト（以下「本サイト」という）において、オープンデータとして公開するデータ（以下「公開データ」という。）の利用に関する規約です。

公開データは、次の条項に従って、誰でも自由に利用（複製、加工、商用利用等）することができます。

### （本規約の承諾）

第1 利用者は、公開データの利用をもって本規約の内容を承諾したものとみなします。

### （著作権）

第2 本サイトの内容（掲載されている情報を含む。）に存在する、本市等が著作権を有する著作物の利用については、注があるものを除いて、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際によるものとします。

### （出典の記載）

第3 公開データを利用する際は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際に従って出典を記載してください。出典の記載方法は、次のとおりです。

#### （1）公開データをそのまま利用する場合

例：[データ名]、東御市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際  
(<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

#### （2）公開データを編集・加工等して利用する場合

例：この[作品・アプリ]などは以下の著作物を改変して利用しています。  
[データ名]、東御市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際  
(<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

### （第三者の権利）

第4 公開データの中には、第三者が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有している箇所や、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権・パブリシティ権等）を有している公開データについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとします。なお、公開データの中の第三者が権利を有している部分の特定・明示等は、原則として行っておりませんのでご注意ください。

### （準拠法と合意管轄）

第5 本規約は、日本法に基づいて解釈され、本規約による公開データの利用及び本規約に関する紛争については、本市の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

(免責事項)

第6 本市は公開データについて、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等については、いかなる保証を行うものでもありません。また公開データは、本市の活動に関する情報の一部であって、その全てを網羅するものではありません。

2 本市は、利用者が公開データを用いて行う一切の行為（公開データを編集・加工等した情報を利用することも含む。）について何ら責任を負いません。

3 公開データは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

4 利用者の本規約違反もしくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、本市は何ら責任を負いません。

5 本サイトのアドレスは、トップページを含めて事前に予告することなく変更する場合があります。公開データの改変、更新、削除や本サイトのアドレスの変更により発生するリンク切れ等表示に関わる不具合、その他一切の影響や利用者が発生する損害について、本市はその責任を負いません。

(その他)

第7 本規約は、今後変更されることがあります。

附 則

この規約は、令和6年8月28日から施行する。